

令和5年2月16日

令和4年度小学校6年生保護者様
令和4年度中学校3年生保護者様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡 弘高

卒業証書授与式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について

平素は本市の教育活動にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましても、ご協力をいただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の今後の対応について国において検討が進められておりますが、2月10日付け文部科学省通知により「卒業式におけるマスクの取扱い」が示されたことから、本市においても下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、引き続きご家庭でも感染拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 児童生徒及び教職員のマスクの着用等について

- (1) 児童生徒及び教職員については、式典全体を通じてマスクを外すことを基本としますが、国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による「呼びかけ」などを実施する時はマスクを着用します。
- (2) 基礎疾患があるなど健康上の事情や感染に対する不安等により、マスクの着用を希望する場合は、マスクを着用しても差し支えありません。

2 来賓・保護者の方々等の出席について

- (1) 出席される来賓や保護者の方々等はマスクの着用と手指消毒をお願いします。
- (2) 着席してご参加いただくとともに、式典中の会話はお控えください。

3 ご家庭へのお願い

- (1) 新型コロナウイルス感染症だけでなく、季節性インフルエンザの感染も拡大しています。引き続き感染対策をお願いします。併せて、風邪等の症状がある場合は、自宅で休養させるとともに、病院で受診させてください。
- (2) 卒業証書授与式当日についても、発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある場合は、卒業証書授与式への参加を控えてください。
- (3) 各学校ではマスクの着用の有無による誹謗中傷・偏見や差別等がないよう指導を行います。ご家庭においても、ご指導をお願いします。

4 その他

- (1) 卒業証書授与式を除く学校の教育活動はこれまでと変わりません。
- (2) 卒業証書授与式の詳細については、各学校の案内をご覧ください。